

8 教育・研究関係

ア 教育主体等

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
学校法人の要件緩和 (文部科学省)	<p>学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討し、所要の措置を講じる。</p> <p>【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)の一部改正】</p>	一部措置済	検討			(文部科学省) 構造改革特区で講じられている自己所有要件に係る特例措置について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成18年度中に全国展開を行うことが、平成18年2月、決定された(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成18年2月15日構造改革特例区域推進本部決定)。	
学校法人会計制度の見直し (文部科学省)	<p>事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正する。</p> <p>【学校法人会計基準の一部改正(平成17年3月)】</p>	措置済					
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	<p>a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。</p> <p>【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】</p>	措置済	4月施行予定				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	16年度以降継続的に検討			(文部科学省) 財務情報の公開や内容等について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。本年度においても、調査結果の通知等の措置を実施した(「平成17年度学校法人の財務の公開状況に関する調査結果について」(平成17年12月19日高等教育局私学部参事官通知))	
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	a 国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能な限り具体的なものとなるよう工夫することが重要であり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化する。 【国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領(平成16年10月25日)】	結論				
	b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。	最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論			(文部科学省) 国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標期間終了時まで検討し、結論を得る予定。	
	c 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。		17年度以降継続的に実施		(文部科学省) 本実施要領については、平成17年度においては、国立大学法人等の平成16事業年度評価の実施結果や左記観点等を踏まえ、見直し・改善のための検討を実施し、平成18年2月に本実施要領を改正した。 改正に当たっては、国立大学法人評価委員会において検討を行っており、その議事は広く一般に公開され、また配付資料等や改正後の実施要領は、文部科学省のホームページに掲載する予定。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	16年度以降検討			(文部科学省) 平成18年2月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定)	
学校に関する「公設民営方式」の解禁 (文部科学省)	<p>a 以下の点に留意しながら、「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を導入する。</p> <p>公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用することと、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。</p> <p>「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。</p>		措置		(文部科学省) 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)により、構造改革特区において、高等学校・幼稚園を対象として、地方公共団体と民間が協力して設置運営する公私協力学校法人制度を創設した(平成17年10月1日施行)。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営にあたり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大限重視する制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分になされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。</p> <p>さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。</p>					
	<p>b 契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>		17年度以降引き続き検討		(文部科学省) - 行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理の状況を踏まえつつ、検討。	
経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化 (文部科学省)	<p>教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後十分な研究・検討を行う。</p>		研究・検討開始		(文部科学省) 文部科学省に、外部の有識者も加えた「教育バウチャーに関する研究会」を平成17年10月に設置し、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえつつ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から研究・検討を行っているところ。	

イ 初等・中等教育

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	<p>a 現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を私立学校審議会の構成員数の4分の1以上にはしない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を第159回国会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知する。</p> <p>また、私立学校審議会をより開かれたものにするために、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。</p> <p>【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】</p>	措置済	4月施行予定			
	<p>b 私立学校審議会の構成員比率等について規定が置かれていたが、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、平成16年に私立学校法から削除された。私立学校審議会は、都道府県知事の私立学校における行政の適正を期するために置かれているものであり、私立学校審議会の委員の構成が審査対象者と直接の利害関係がある者を含むことは、私立学校審議会の公正な運営の観点から好ましくないため、各都道府県の私立学校審議会の委員の改選に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、私立学校審議会の委員の構成・運営の公正性・中立性に特に配慮するよう、各都道府県に周知徹底する。</p>		17年度可能な限り早期に措置		(文部科学省) 私立学校審議会の委員の選任・運営に当たっての公正性・中立性の確保について、各都道府県に対し周知徹底を図った。(平成17年7・8月 平成17年度都道府県私立学校事務担当者会議 平成17年10月3日 平成17年度第1回都道府県主管部課長会議、平成18年1月24日 学校法人の運営等に関する協議会、平成18年1月30日 平成17年度第2回都道府県主管部課長会議)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c 私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。		17年度以降継続的に実施		(文部科学省) 私立学校審議会の委員名簿、議事概要等の公開状況について調査を行い、平成17年度都道府県私立学校事務担当者会議(西日本ブロック 平成17年7月22日 中部日本ブロック 平成17年7月28、29日 東日本ブロック 平成17年8月4、5日)において調査結果の公表・情報交換を行った。	
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	16年度から検討開始			(文部科学省) 高等学校段階以下の、年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化については、平成16年度より中央教育審議会において検討中。 また、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導については、研究開発学校制度を活用した実践的な研究を行っている(平成18年度は3件)	
高校卒業レベルの学力認定制度 (文部科学省)	高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討し、所要の措置を講じる。 【高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)生涯学習政策局長通知(平成17年2月17日)】	措置済				
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。 そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。		検討・結論		(文部科学省) 自己点検評価の実施・公表の義務化については、中央教育審議会答申(平成17年10月)において、「今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要」とされた。 また、中央教育審議会答申(平成17年10月)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月)を踏まえ、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を含んだ学校評価のガイドラインを策定した(平成18年3月策定)。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	<p>a コミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。</p> <p>コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。</p> <p>よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出する。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第91号)】</p>	措置済(9月施行)				
	<p>b 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。</p>		17年度以降継続的に実施			(文部科学省) コミュニティ・スクールの指定(予定)状況について調査・公表するとともに、保護者、地域住民、学校、教育委員会を対象として、コミュニティ・スクール推進フォーラムを開催して、学校運営協議会を設置している学校の取組について、実践発表を行うなど、制度の活用の状況に関する情報を公開した(平成17年度から実施)。

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方的主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。		17年度以降継続的に実施		(文部科学省) コミュニティ・スクールについての調査研究事業やフォーラムの開催などを実施して、コミュニティ・スクールの推進を図り、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方的主体的な取組について、これを促進するための方策を講じた(平成17年度から実施)	
加配教員制度の改善等 (文部科学省)	a 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び司法施行令では、少人数指導等の指導方法改善のための定数等のいわゆる加配定数の活用方法が定められており、都道府県教育委員会がこれらの規定以外の目的に活用することはできないが、この加配定数については、一学級の児童生徒数を減らすことに伴う担任教諭の増加に対応するために活用すること等、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することについて可能なものから実施する。 【義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等について(平成16年4月1日初等中等教育局長通知)】	措置済				
	b 構造改革特区における市町村費による教職員配置の導入については、速やかに全国化に向けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人数学級編制を行うことができるよう、都道府県や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論を得る。	検討・結論	措置		(文部科学省) 「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第18号)」により、市町村立学校教職員給与負担法を改正し、市町村が給与を負担して独自に教職員を任用することを可能とした(平成18年4月1日施行)。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	16年度以降継続的に検討・逐次実施			(文部科学省) 各都道府県教育委員会に対し、市町村の意向を踏まえた採択地区の見直しを行うよう通知・会議等を通じて指導し、現行制度において採択地区の小規模化をさらに推進(「平成18年度使用教科書の採択について」平成17年4月12日文部科学省初等中等教育局長通知(平成17年4月20日全国都道府県教育長協議会理事会、平成17年4月22日教科書関係事務連絡協議会、平成17年9月9日・平成18年1月25日初等中等教育局所管事項説明会)) (平成15年4月:544地区 平成18年3月31日現在:586地区)	
在留外国人児童生徒に対応した教育の充実 (文部科学省)	在留外国人児童生徒に対する教育を充実するため、日本語指導等特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置や、母語を用いた指導協力者の在り方等に関する調査研究等の施策を充実する。	措置済				
幼稚園・保育所の一元化 (文部科学省、厚生労働省) <福祉イの再掲>	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。	一部措置済(取りまとめ)	措置		<福祉イの再掲>	
「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化 (文部科学省)	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導入することが可能であることを明確化する。 【学校給食衛生管理の基準(平成9年4月1日文部省体育局長通知)の一部改正(平成17年3月)】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化 (文部科学省)	職員の健康診断については、6月30日までにを行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。 【学校保健法施行規則(昭和33年6月13日文部省令18号)の一部改正(平成17年3月)】	措置済				
学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与 (法務省) <法務ウの再掲>	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。 【平成17年法務省告示第104号(平成17年2月17日施行)】	措置済			<法務ウの再掲>	
スクールカウンセラーの選考要件の周知徹底 (文部科学省)	スクールカウンセラー活用事業において、スクールカウンセラー等の選考要件について、地域的偏在等を総合的に勘案して弾力的に運用しうることを周知徹底する。(なお、これに関連し、平成17年度からの交付要綱及び取扱要領の見直しを検討予定。)		措置		(文部科学省) 平成17年4月1日付で交付要綱及び取扱要領の一部改訂を行い、スクールカウンセラーに準ずる者の活用割合を30%から40%に引き上げた。 また、スクールカウンセラー活用事業の各県担当者が集まる会議において、活用割合を引き上げた旨を説明するとともに、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能であることを周知徹底した(5、6、9、1月の4回実施)。	
保育士資格を有する者への幼稚園教諭二種免許の付与 (文部科学省)	専門学校を卒業して保育士資格を得た者を含め、保育士として一定の在職経験を有する者に対して、平成17年度から新たに幼稚園教員資格認定試験を実施し、幼稚園教員免許取得の道を開く。		措置		(文部科学省) 幼稚園教員資格認定試験(第1次試験を9月、第2次試験を10月)を実施した。試験合格者(幼稚園免許取得者)は265名。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
教職員の出張旅費の市町村負担の可能化(文部科学省)	地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委員会が研修を行う場合において、市町村が教職員の旅費を支弁することを可能とする。		措置		(文部科学省) 「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第18号)」により、市町村立学校職員給与負担法を改正し、市町村が実施する研修のための旅費など市町村が主体的判断により教職員の旅費を負担することを可能とした(平成18年4月1日施行)。	
学校の教室の天井高に関する規制緩和(国土交通省・文部科学省) 住宅工の再掲	建築物の天井高については、国民の健康、衛生を確保する観点から、最低確保する必要がある天井高を建築基準法で規定しており、一般の建築物にあつては、2.1m以上、学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)にあつては、3m以上と定められている。この学校の天井高規制については、設計上の制約のデメリットや建設コスト、既存ビルの学校への転用等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。 このため、学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、教室の採光や空気質等を含めた総合的な室内環境のあり方の観点から、多様な専門家による調査・検討を行うこととし、これらの結果を踏まえて、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講じる。	検討	平成17年度上半期中に結論、その後すみやかに必要な措置		住宅工の再掲	
通信制高等学校の校舎に係る専修学校等の施設との兼用の容認(文部科学省)	通信制高等学校の校舎を整備する際の兼用の取扱いについて、専修学校等他の施設との兼用が可能となるよう高等学校通信教育規程を改正する。また、併せて、通信制高等学校の面接指導等を専修学校等の施設で実施が可能となるよう規定を整備する。		措置		(文部科学省) 「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令」において、通信制高等学校の校舎を整備する際、専修学校等、高等学校以外の施設との兼用を可能とするとともに、通信制高等学校の面接指導等を専修学校等の施設で実施することを可能とした(平成18年3月30日公布、平成18年4月1日施行)。	

ウ 高等教育

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学選抜に関する情報など、大学設置基準第2条の2における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。 【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】	措置済					
	b 広く周知を図るとい観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】	措置済					
	c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方を講ずる。	16年度以降継続的に実施					(文部科学省) 大学における情報の積極的な提供に関する取組について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。本年度においても、調査を実施(「大学における教育内容等の改革状況調査について」平成17年11月1日 17文科高第462号)。
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。	6月までに 検討・結論	検討・結論			(文部科学省) 平成17年11月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成17年10月11日構造改革特別区域推進本部決定) また、平成17年度から、構造改革特区に対して、実施状況の調査を行っているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 上記校地面積基準の結論を踏まえ、校地の自己所有要件の更なる見直しについて、大学としての質の保証と継続性に配慮しつつ検討し、平成16年度中に結論を得る。	結論	検討・結論		(文部科学省) 平成18年2月 校地・校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成18年度中に全国展開を行うことが決定された。(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成18年2月15日構造改革特例区域推進本部決定)	
	c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。	16年度以降検討、できる限り速やかに結論			(文部科学省) 平成15年度から施行された届出制導入等の制度改正の結果、大学等の組織改編件数が急増。 (212件〔平成14年度認可〕 374件〔平成15年度認可(185)・届出(189)〕 314件〔平成16年度認可(125)・届出(189)〕) (平成17年度においても、これを上回る見通し。) 平成16年度以降の設置認可の在り方について検討し、申請者の意向を踏まえて参考人を選任して審査の参考とする「参考人制度」を導入。	
認証評価制度の改善 (文部科学省)	大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方を認証評価機関がその実情に応じて評価することは極めて重要である。このような観点から、評価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、その内容を認証基準において定める。 【学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)】	措置済				
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置			(文部科学省) - 中期目標終了時にかかる評価方法等については、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構において検討中。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
学生に対するセーフティネットの整備 (文部科学省)	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。	結論	措置		(文部科学省) 大学が廃止されることとなる場合における在学生の就学の機会の確保を含め、「経営困難な学校法人への対応」について、平成17年5月に対応方針を取りまとめ、当該方針に基づき対応することとした。	
海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方 (文部科学省)	海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。 したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。 【学校教育法施行規則改正(平成16年12月13日)】	措置済				
借入金による大学・学部等の設置等の容認 (文部科学省)	学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等の新増設を推進するため、学校法人が大学・学部等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認める。 【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)の一部改正】	措置済				
飛び入学制度についての検討 (文部科学省)	18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度については、飛び入学制度の実施状況や課題等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始する。	16年度から検討開始			(文部科学省) 平成17、18年度飛び入学実施大学の状況等も踏まえつつ、検討中。なお、平成17年3月18日に「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会」を設置し、協議を進めているところ。	
各外国人留学生支援制度に関する関係省の連携(文部科学省、外務省)	国費外国人留学生制度や有償・無償資金協力による留学生支援制度等、政府による外国人留学生支援制度、さらには私費留学生に対する支援制度の位置付け、特性を踏まえ、施策の取りまとめを行うなど、関係省の施策の連携を図る。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
世界各国からの多様性のある留学生の確保 (文部科学省、外務省)	近年の特定国からの留学生の顕著な増大や世界各国における社会経済情勢の変化に機敏に対応し、我が国への留学生を世界各国から幅広く受け入れるよう十分に配慮し、毎年度、国別受入数の見直しなどを柔軟に行えるような仕組みを各省間で構築する。	措置済				
質の高い学生の確保のための仕組み作り (文部科学省)	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舍への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。	逐次実施			(文部科学省) 海外における日本留学説明会の開催など留学情報の適切な提供・相談体制の強化、留学を円滑に実施するための国内外における日本留学試験の実施及び当該試験の成績優秀者に対する奨学金の優先予約、国費外国人留学生に対する成績基準の明確化など選抜方法の見直し、等の取組を推進している。	
	b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。	逐次実施			(文部科学省) 私費外国人留学生の中で特に優秀な者を国費外国人留学生として採用する制度や、成績評価を加味した私費外国人留学生に対する奨学金の支給を推進している。	
国費外国人留学生制度等に係る手続の改善 (文部科学省、外務省)	現地におけるニーズの把握、在日留学生からのヒアリング等を通じ、国別に現地の事情に対応した選考・募集を行うなど、より一層留学生の立場に立った募集・選考を行う体制・手続等の改善を図る。	措置済				
渡日前入学許可の推進 (文部科学省、外務省)	渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験については、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。	逐次実施			(文部科学省、外務省) 渡日前入学許可実施校数は、平成16年度末時点では、56校であったが、平成18年3月31日現在、71校へ拡大している。また、日本留学試験の実施国・地域、都市数については、平成16年度は11カ国・地域、14都市であったが、平成17年度では12ヶ国・地域、15都市へ拡大している。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実 (外務省)	留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。	逐次実施			(外務省) 帰国留学生会が設立されていない地域においても、外務省の招へい事業「元日本留学者の集い」での交流をきっかけに、立ち上げが見られる。例えば、南西アジアにおいては、地域としての帰国留学生会の連合組織が設立され、活動が開始された。	
専修学校の校舎面積基準の弾力化 (文部科学省)	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。 【専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第34号)】	措置済				
大学、大学院及び学部・学科の設置認可に関する審査方法の改善(文部科学省)	a 大学教育の質を確保する観点から、大学、大学院及び学部・学科の設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会における審査の果たす役割が極めて重要である。社会の変化に対応して、設置認可申請の内容は多様化してきており、公平性や透明性を確保しつつ、審査方法の工夫改善を図っていくことが今後も必要である。 こうした観点から、大学設置・学校法人審議会においては、議事要旨や申請書類、審査資料の開示や専門委員を含めた委員氏名の公表等を積極的に進めてきているところであるが、今後、申請者等の取組に資する参考情報の提供(例えば、教員審査に関する事例の紹介、専任教員の要件・目安の一層の明確化)等の措置を検討する。		検討・結論		(文部科学省) 専任教員の要件の一層の明確化等について、関係審議会の意見を聴き、平成17年に検討を行い、必要な措置を講じた。(平成18年3月31日文部科学省令第11号)	
	b 平成16年度からは、申請者の意向を踏まえて第一線で活躍する産業人などを参考人として委嘱し、その意見を審査の参考とする「参考人制度」を新たに試行しているところであるが、今後、上記の観点や趣旨が一層生きるよう、「参考人制度」を本格的に実施する。			検討・措置		(文部科学省) 大学の設置等に関する平成17年度の審査において、参考人制度の本格実施に移行した。

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化(文部科学省)	外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、外国大学の日本校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できた場合に、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)することができるよう、今後中央教育審議会での審議を経て、新たに制度的措置を講ずる。 【学校教育法施行規則の一部改正(平成16年12月13日文部科学省令42号)】	措置済				
外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化に伴う通学定期の学生割引適用に関する告知(国土交通省)	文部科学省における外国大学の日本校の教育制度上の位置付けに係る対応を踏まえた上で、当該対応について鉄道事業者に周知する。【外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化について(平成16年12月14日国土交通省鉄道局業務課事務連絡)】	措置済				
学則変更の届出に係る手続きの簡素化(文部科学省)	インターネット上で学則を公開している大学からの学則変更届出について、手続きの簡素化を認めるための所要の措置を講じる。		措置		(文部科学省) インターネット上で学則を公開している大学について、学則変更届出時の学則本体の添付を不要とする通知を発出した(「私立大学等の学長変更及び私立大学等の学則変更等の届出について」(平成17年9月30日高等教育局長通知))	
実務家教員を含めた大学教員に関する審査の観点の明確化等(文部科学省)	地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて選任された「参考人」が審査に参画する「参考人制度」(本年度から試行的に実施)につき、本格実施へ移行する。また、実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じる。		措置		(文部科学省) 大学の設置等に関する平成17年度の審査において、参考人制度の本格実施に移行した(bの再掲) 専任教員の要件の一層の明確化等について、関係審議会の意見を聴き、平成17年に検討を行い、必要な措置を講じた(aの再掲)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
21大学図書館に関する審査の観点の改善(文部科学省)	IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講じる。		措置		(文部科学省) 電子ジャーナルの普及など、より時代の変化に即した大学図書館の審査が可能となるよう、審査資料の様式の一部を変更した。	

エ 研究開発等

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
研究者の資質向上のための機会の拡大(内閣官房、【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の種別を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象種別の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	18年度までに措置			(内閣官房) 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)を踏まえ、検討することとしている。 (人事院) 平成17年人事院勤告時報告(平成17年8月15日)において、研究員も含めた全職員を対象とする自発的休業制度の導入等の検討について表明した。	
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備(文部科学省)	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公立の大学で相互に競争的になるようにすることを検討し、所要の措置を講じる。 【日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善について(平成16年3月29日高等教育局長通知)】	措置済				
大学と企業の実務者等による交流の推進(内閣府、総務省、	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	措置・継続的推進			(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 平成17年6月25日~26日に産業界、大学、研究機関の実務者等を対象とした第4回産学官連携推進会議(参加者	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)					約3,300名) および平成17年11月14日に産学官のトップを対象とした第5回産学官連携サミット(参加者約1,000名)を開催した。 (国土交通省) 産学官の連携促進と研究成果の一層の活用を目指して、産学官の関係者と国土交通省及び関連の研究機関が一堂に会し、先進的な研究成果、知的財産等を紹介するとともに、対話・交流を行う国土交通先端技術フォーラムを平成15年度から行っている。(平成17年度国土交通先端技術フォーラム 平成18年2月20日)	
大学教員の裁量労働制の周知 (厚生労働省) <雇用イ eの再掲>	最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員については、大臣告示の見直し(平成15年厚生労働省告示第354号)により「大学における教授研究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になったところであるが、今後その周知徹底を図る。	措置済			<雇用イ eの再掲>	
国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認 (文部科学省)	国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る。 【平成17年3月文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価により株式を取得する場合の取扱いについて」】	措置済				
競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学	a 年度当初から研究を開始するものについては、公募・審査を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定する。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	b 研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の振替が制限されているが、例えば、費目額の30%の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにする。	措置済				
	c 年度を越えた研究を可能にするため、必要に応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討し、所要の措置を講じる。	措置済				
	d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。	16年度以降継続的に措置			<p>(農林水産省) 研究費については、研究機関が一元的に管理することとし、経理担当者を配置する等の措置をとっている。また、必要に応じ実地調査等を実施し、研究費の管理状況の確認、適正な経理事務の指導等を行っている。</p> <p>(文部科学省) 科学研究費補助金 研究者、事務担当者等を対象とした研究費の適正な経理・管理の徹底に関する説明会を、平成17年度中に約90回開催した。 科学技術振興調整費 研究者、事務担当者等を対象とした研究費の適正な経理・管理の徹底に関する説明会を、平成17年度中に約10回開催した。 独立行政法人科学技術振興機構による競争的研究資金制度研究者、事務担当者等を対象とした研究費の適正な経理・管理の徹底に関する説明会を、平成17年度中に110回開催した。</p> <p>(環境省) 研究代表者、研究参画者及びその所属機関の長に対し、「環境省の競争的資金に係る研究経費の適正な執行について」(平成15年8月26日付け事務連絡)を通知しており、</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>17年度においても、新規課題の公募、採択時などにおいて、研究費の管理を研究者個人ではなく、所属の機関が行うものとするよう徹底を図っている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成13年7月5日厚生科学課長決定)により研究者が所属する機関の長に経理の事務委任を行うことを定めるとともに、「厚生労働科学研究費補助金の経理の適正な実施について」(平成17年12月15日厚生科学課長通知)を平成16年度及び17年度に採択された各主任研究者あて通知している。</p> <p>平成16年度に採択された主任研究者を対象に、研究者に対する個別の経理事務指導調査を実施している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>研究者が所属する研究機関の事務担当者が責任をもって研究費を管理する体制を構築している。また、研究の経理検査を現地に赴いて実施し、適切な事務処理が行われているかどうかの確認を行っている。</p> <p>(総務省)</p> <p>提案書等により研究者から研究費の管理・責任体制に関する資料を提出させる等、適正な経理・管理の徹底に努めている</p> <p>(経済産業省)</p> <p>「公募要領等に適切に執行するよう旨の記載をしており、また交付申請書等には研究費の執行について管理すべき経理責任者及び経理担当者を明示させている。さらに採択後の説明会の実施等により、研究費の適正な経理・管理についての周知徹底を図っている。」</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	e 研究費の不正使用を行った研究者については、一定期間研究費を交付しない制度を設けること等、不正行為の防止策を策定する。	措置済				
地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化 (経済産業省)	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図る。	措置済				
研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止 (経済産業省)	研究開発における仕損じ品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう実施要領を改正する。	措置済				
統計業務の民間開放推進 (総務省及び関係府省)	a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。		逐次実施		(文部科学省) 従前より可能なものから民間委託を適宜推進しているところ。 (総務省) 企業を対象とする小規模な統計調査について、平成18年度に試験調査等を実施するための予算要求をし、これについて予算措置がなされたところ。また、統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放の推進に関する幅広い検討を行うため、有識者による研究会を発足した。	
	b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広く民間開放を推進する。		逐次実施		(文部科学省) 従前より可能なものから民間委託を適宜推進しているところ。 (環境省) これまで統計事務のアウトソーシングを実施しており、今後も引き続き実施する。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>(総務省) 総務省所管の承認統計である家計消費状況調査について、引き続き民間業者に委託して調査を行う。</p> <p>(防衛庁) 駐留軍関係離職者帰すう状況調査については、民間を含む外部委託を検討した結果、これに要する経費等の観点から、平成16年度から独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に委託。なお、近年調査対象者が減少傾向にあることから、今後はその実施の必要性を改めて検証の上、廃止を含め検討を行う。</p> <p>(経済産業省) 経済産業省所管の承認統計である電力需要調査及び中小企業実態基本調査等について、平成16年に引き続き平成17年も包括的な民間委託を実施した。またエネルギー消費統計(仮称)のための一次試験調査(平成16年度)及び二次試験調査(平成17年度)について包括的な民間委託を実施した。</p>	
酒類の研究の見直しの検討 (財務省)	酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成15年の閣議決定通りにその見直しを検討する。		検討・結論		<p>(財務省) 平成15年の閣議決定に基づき、組織及び業務全般の見直しの検討を行った結果、次期中期目標期間において、民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進、鑑評会の業界団体との共催等による実施及び役職員の非公務員化等を行うこととしている。なお、非公務員化に当たっては、独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正した。(平成18年4月1日施行)</p>	